

社会福祉法人雄心会

訪 問 介 護

「別表 1」 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人雄心会
代 表 者 名	理事長 伊 藤 正 明
法 人 所 在 地 電 話	北斗市清水川 4 番地 1 0 1 3 8 - 7 7 - 1 7 0 0
業 務 の 概 要	福祉介護業

2 事業所の概要

事 業 所 名	ケアステーションかがやき
所 在 地	久遠郡せたな町北檜山区豊岡 337 番地 1
サ ー ビ ス 種 類 介護保険事業所番号	訪 問 介 護 0 1 7 1 7 0 0 3 6 2 号
管理者及び連絡先	(管理者) 尾野 覚 0 1 3 7 - 8 4 - 5 5 5 7
サービス提供地域	せたな町一円とするが、地区外にもサービス提供を行うことがあります。

3 当事業所のサービスの目的と方針

要介護状態である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護サービスを提供することを目的としております。

地域に開かれた社会福祉法人として、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、行政や他の関係機関と連携し、地域に密着した高齢者福祉対策に取り組み、老後を安心して暮らせる地域社会の創造。そして、「生涯現役」として要介護の世界に入り込まないような予防医学的、介護予防的な健康管理活動を行い、「寝たきり老人」をつくらない、増やさないと言う事を第一義的に追求していきたいと考えております。

4 提供するサービスの内容

訪問介護は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5 営業日・時間

日曜日から土曜日 午前6時から午後10時までです。

6 事業所の職員体制等

職 種		従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者		管理業務	1 名
サービス提供責任者		訪問介護計画、連絡調整	1 名（常勤 1 名、非常勤 0 名）
ス ビ サ 提 供 者	介護福祉士	訪問介護員	2 名（常勤 1 名、非常勤 1 名）
	介護初任者研修終了者（旧ホームヘルパー 2 級）	訪問介護員	3 名（常勤 0 名、非常勤 3 名）
	看護師	訪問介護員	名（常勤 名、非常勤 名）
	准看護師	訪問介護員	名（常勤 名、非常勤 名）

7 訪問介護利用料金（要介護 1 ～ 5）

（１）訪問介護利用料について

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は下記のとおりであり、あなたからいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本料金の 1 割～ 3 割の額です。

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額ご負担いただきます。

利 用 時 間	2 0 分～ 3 0 分未満	3 0 分～ 1 時間未満	1 時間～ 1 時間3 0 分 未 満	以降 3 0 分増す ごとに
身 体 介 護	2, 4 4 0 円 (2 4 4 単位)	3, 8 7 0 円 (3 8 7 単位)	5, 6 7 0 円 (5 6 7 単位)	8 2 0 円 (8 2 単位)
引き続き生活援助 を行 っ た 場 合	生活援助 2 0 分以上 4 5 分未満	6 5 0 円 (6 5 単位)		
	生活援助 4 5 分以上 7 0 分未満	1, 3 0 0 円 (1 3 0 単位)		
	生活援助 7 0 分以上	1, 9 5 0 円 (1 9 5 単位)		
通院等乗降介助	(1 回につき) 9 7 0 円 (9 7 単位)			

利 用 時 間	20分～45分未満	45分以上
生 活 援 助	1, 790円 (179単位)	2, 200円 (220単位)

○せたな町は条件不利地に指定されており、特別地域訪問介護加算として、所定単位数の15%加算になります。

○介護職員処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の22.4%加算になります。

○平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料が割増しされます。早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は25%加算、深夜（午後10時～午前6時）は50%加算となります。

○利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認め、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合、緊急時訪問介護加算（100単位）が算定されます。

○新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは、初回訪問介護の属する月に、自ら提供を行った場合又は他の訪問介護員等が提供を行う際に同行訪問した場合、初回加算（200単位）が算定されます。

○利用者の心身の状況等より、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難である場合で、利用者、家族の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合は所定単位数の200%になります。

○介護保険関係法令の改定等により、利用料金に変更になる場合はこれらの利用料金も自動的に改定されます。変更時には案内文書を作成し、通知いたします。

(2) 交通費

福祉有償運送利用契約による。

(3) 利用料金の支払い

月末締切の翌月27日（ただし、27日が休日の場合は翌営業日とする）とし、原則として、口座振替で処理させていただきます。

(4) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合も含む）には、全額自己負担となります。

※0～15分以内 390円、0～15分増す毎に390円加える。

8 キャンセル料

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。 総合窓口（連絡先）電話：090-8686-5557

利用者の都合でサービスの利用を中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までに連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル利用を申し受けることとなりますので、ご了承ください。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無 料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

※キャンセル料は、利用者負担の支払いにあわせていただきます。

9 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電 話 番 号 090-8686-5557 F A X 番 号 0137-84-5770 サービス提供責任者 吉田 緑 対 応 時 間 午前9時～午後5時 時間外についても 090-8686-5557
------	--

○円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・ 苦情があった場合は、ただちにサービス提供責任者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
- ・ サービス提供責任者が必要と判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行います。（検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する）
- ・ 検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行います。（利用者への謝罪など）
- ・ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てます。

○サービス提供に関する苦情や相談は下記の機関にも申し立てることができます。

せたな町役場 介護保険相談窓口	住 所：久遠郡せたな町北檜山区徳島６３番地１ 電話番号：０１３７－８４－５１１１
北海道国民健康 保険団体連合会	住 所：札幌市中央区南２条西１４丁目 電話番号：（０１１）２３１－５１６１

１０ 事故発生時の対応（ケガを負わせた場合）

利用者に対してサービス提供を行っているときに事故が発生した場合は、現場で応急手当をし、速やかに主治医等への連絡を行う等、必要な措置を講じます。同時に、家族への事故説明、事故記録書の作成およびせたな町包括支援センターへの報告をし、事故原因の分析により再発防止策を設定します。

賠償すべき事故の場合には、訪問介護契約書（第１１条）に則って損害賠償を行います。

主治医（かかりつけ医）	主治医氏名
	連絡先
ご家族	氏名
	連絡先

１１ 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ☐ 無 ☒

福祉サービス第三者評価については実施しておりません。

1 2 悪天候等による不可抗力

台風・大雪・集中豪雨等悪天候により通常のサービス提供が困難なとき、管理者およびサービス提供責任者の判断により、サービス提供を遅延・短縮・中止する場合があります。サービス提供の遅延・短縮・中止については、事前に利用者に状況説明の上了承を得てから決定し、担当の居宅介護支援事業所へ報告します。

生命や健康の維持のためにサービス提供が不可欠な利用者へは、当日予定のサービス内容のうち、必要最低限のサービスのみ行います。

1 3 非常災害時の対応方法

非常災害時またはその他緊急の事態に備え業務継続計画（BCP）を作成し、研修および訓練を行います。居宅介護支援事業所と連携して利用者への安否確認の方法をあらかじめ検討し、利用者の安全確保に尽力します。

被災状況によりサービス提供が困難な場合を除き、利用者の生命や健康の維持のために、業務継続計画に基づいて下記のと通りのサービス継続に努めます。

- （１）継続を優先するサービス
食事介助、排泄介助、服薬介助
- （２）休止する必要があるサービス
入浴介助、生活援助、通院介助

1 4 感染症発生時の対応方法

感染症予防や事業所内での感染症発生時、またその再発防止ために感染症対策委員会を設置し、指針の整備、研修および訓練を行います。事業所内で感染症が発生した場合においてもサービス提供を継続するために、業務継続計画（BCP）を作成し、それに基づいて対応します。

1 5 虐待防止に関する対策

高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待防止検討委員会を設置し、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。

虐待防止のため職員研修を徹底し、職員または利用者家族を含む擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにせたな町に通報します。

16 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の基準に該当し、身体拘束廃止委員会で代替ケア・方法の検討をした上で身体拘束による行動制限を行わざるを得ない場合は、必ず事前にサービス計画書に立案および「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し、それをもとに利用者と家族に十分な説明をし、理解と同意を得ます。さらに管理者の確認を得てから行動制限を開始し、その期間内は、提供毎に経過記録を訪問介護記録書に記載します。

< 身体拘束を行う基準 >

- (1) 二次的な身体障害を引き起こす可能性があるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限
- (2) 当該利用者又は他の利用者などの生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアステーションかがやき

説明者 サービス提供責任者

氏名 吉 田 緑 印

利用者（または代理人）

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

住所 久遠郡せたな町

氏名 印

社会福祉法人雄心会

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業

「別表1」重要事項説明書

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人雄心会
代 表 者 名	理事長 伊 藤 正 明
法 人 所 在 地 電 話	北斗市清水川4番地1 0138-77-1700
業 務 の 概 要	福祉介護業

2 事業所の概要

事 業 所 名	ケアステーションかがやき
所 在 地	久遠郡せたな町北檜山区豊岡337番地1
サ ー ビ ス 種 類 介護保険事業所番号	訪問介護 0171700362号
管理者及び連絡先	(管理者)尾野 覚 0137-84-5557
サービス提供地域	せたな町一円とするが、地区外にもサービス提供を行うことがあります。

3 当法人のサービスの目的と方針

要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的としております。

地域に開かれた法人として、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、行政や他の関係機関と連携し、地域に密着した高齢者福祉対策に取り組み、老後を安心して暮らせる地域社会の創造、そして、「生涯現役」として要介護の世界に入り込まないような予防医学的、介護予防的な健康管理活動を行い、「寝たきり老人」をつくらない、増やさないと言う事を第一義的に追求していきたいと考えております。

4 提供するサービスの内容

第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助 通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5 営業日・時間

日曜日から土曜日 午前6時から午後10時までです。

6 事業所の職員体制等

職 種		従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者		管理業務	1 名
サービス提供責任者		訪問介護計画、連絡調整	1 名(常勤 1 名、非常勤 0 名)
ス ビ サ 提 供 者	介護福祉士	訪問介護員	2 名(常勤 1 名、非常勤 1 名)
	介護初任者研修終了者(旧ホームヘルパー 2 級)	訪問介護員	3 名(常勤 0 名、非常勤 3 名)
	看護師	訪問介護員	名(常勤 名、非常勤 名)
	准看護師	訪問介護員	名(常勤 名、非常勤 名)

7 第 1 号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)の利用料(要支援 1～2)

サービス名称	サービスの内容	料 金 (月額)
訪問型サービス 1 1 (独自) (1 月につき)	週 1 回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援 1・2)	1 1, 4 8 0 円 (1, 1 4 8 単位)
訪問型サービス 1 2 (独自) (1 月につき)	週 2 回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援 1・2)	2 2, 9 6 0 円 (2, 2 9 6 単位)
訪問型サービス 1 3 (独自) (1 月につき)	週 2 回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援 1・2)	3 6, 4 5 0 円 3, 6 4 5 単位)

(1) 利用料について

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は、上記のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の 1 割～3 割の額です。ただし、介護保険の支払限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

○ せたな町は条件不利地に指定されており、特別地域訪問介護加算として、所定単位数の 1 5 % 加算になります。

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)所定単位数の 2 2 . 4 % 加算になります。

○ 新規に個別サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは、初回訪問介護の属する日に自ら提供を行った場合又は他の訪問介護員等が提供を行う際に同行訪問した場合、初回(2 0 0 単位)が加算されます。

○ 利用料金は厚生労働大臣が告示で定める介護予防・日常生活支援総合事業第1事業支給費に相当する金額であり、金額が改定された場合は、これらの利用料金も自動的に改定されます。変更時には案内文書を作成し、通知いたします。

(2) 交通費

福祉有償運送利用契約による。

(3) 利用料金の支払い

月末締切の翌月27日(ただし、27日が休日の場合は翌営業日とする)とし、原則として、口座振替で処理させていただきます。

(4) 介護保険外サービス

介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合も含む)には、全額自己負担となります。

0～15分以内 390円、0～15分増す毎に390円加える。

8 キャンセル料

第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。 総合窓口(連絡先)電話：090-8686-5557

9 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電 話 番 号 090-8686-5557 F A X 番 号 0137-84-5770 サービス提供責任者 吉田 緑 対 応 時 間 午前9時～午後5時 時間外についても090-8686-5557
------	---

○ 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・ 苦情があった場合は、ただちにサービス提供責任者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
- ・ サービス提供責任者が必要と判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行います。(検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する)

- ・ 検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行います。（利用者への謝罪など）
- ・ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てます。

○サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

せたな町役場 介護保険相談窓口	住 所：久遠郡せたな町北檜山区徳島６３番地１ 電話番号：０１３７－８４－５１１１
北海道国民健康 保険団体連合会	住 所：札幌市中央区南２条西１４丁目 電話番号：（０１１）２３１－５１６１

１０ 事故発生時の対応（ケガを負わせた場合）

利用者に対してサービス提供を行っているときに事故が発生した場合は、現場で応急手当をし、速やかに主治医等への連絡を行う等、必要な措置を講じます。同時に、家族への事故説明、事故記録書の作成およびせたな町包括支援センターへの報告をし、事故原因の分析により再発防止策を設定します。

賠償すべき事故の場合には、介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業契約書（第１１条）に則って損害賠償を行います。

主治医（かかりつけ医）	主治医氏名
	連絡先
ご家族	氏名
	連絡先

１１ 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ☐ 無 ☒

福祉サービス第三者評価については実施しておりません。

１２ 悪天候等による不可抗力

台風・大雪・集中豪雨等悪天候により通常のサービス提供が困難なとき、管理者およびサービス提供責任者の判断により、サービス提供を遅延・短縮・中止する場合は

あります。サービス提供の遅延・短縮・中止については、事前に利用者に状況説明の上了承を得てから決定し、担当の居宅介護支援事業所へ報告します。

生命や健康の維持のためにサービス提供が不可欠な利用者へは、当日予定のサービス内容のうち、必要最低限のサービスのみ行います。

1 3 非常災害時の対応方法

非常災害時またはその他緊急の事態に備え業務継続計画（BCP）を作成し、研修および訓練を行います。居宅介護支援事業所と連携して利用者への安否確認の方法をあらかじめ検討し、利用者の安全確保に尽力します。

被災状況によりサービス提供が困難な場合を除き、利用者の生命や健康の維持のために、業務継続計画に基づいて下記のとりのサービス継続に努めます。

- （１）継続を優先するサービス
食事介助、排泄介助、服薬介助
- （２）休止する場合があるサービス
入浴介助、生活援助、通院介助

1 4 感染症発生時の対応方法

感染症予防や事業所内での感染症発生時、またその再発防止ために感染症対策委員会を設置し、指針の整備、研修および訓練を行います。事業所内で感染症が発生した場合においてもサービス提供を継続するために、業務継続計画（BCP）を作成し、それに基づいて対応します。

1 5 虐待防止に関する対策

高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待防止検討委員会を設置し、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。

虐待防止のため職員研修を徹底し、職員または利用者家族を含む擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにせたな町に通報します。

1 6 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の基準に該当し、身体拘束廃止委員会で代替ケア・方法の検討をした上で身体拘束に

よる行動制限を行わざるを得ない場合は、必ず事前にサービス計画書に立案および「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し、それをもとに利用者と家族に十分な説明をし、理解と同意を得ます。さらに管理者の確認を得てから行動制限を開始し、その期間内は、提供毎に経過記録を訪問介護記録書に記載します。

< 身体拘束を行う基準 >

- (1) 二次的な身体障害を引き起こす可能性があるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限
- (2) 当該利用者又は他の利用者などの生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアステーション かがやき

説明者 サービス提供責任者

氏名 吉 田 緑 印

利用者(または代理人)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

住所 久遠郡せたな町

氏名 印